

九州森林管理局公告

国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 8 条の 6 第 1 項の規定に基づき下記の樹木採取権の指定に当たり、次のとおり縦覧に供します。

なお、樹木採取区の家について、縦覧期間中九州森林管理局長に意見を提出することができます。

令和 3 年 7 月 21 日
九州森林管理局長

記

1 縦覧に供する樹木採取区の家

- (1) 樹木採取区の家名
九州 1 球磨川樹木採取区
- (2) 樹木採取区の家所在地
別紙 1 及び別紙 2 のとおり
- (3) 樹木採取区の家面積
区域面積：190.03 ha
採取可能面積：170.58 ha
備考：面積は森林調査簿（平成 29 年 3 月 31 日時点）の小班面積及び GPS（令和 2 年 10 月時点）の計測による
- (4) 樹木採取区の家区域図及び樹木採取区の家区域位置図
別紙 2 のとおり

2 閲覧場所

九州森林管理局ホームページ、九州森林管理局計画課及び熊本南部森林管理署
九州森林管理局：熊本県熊本市西区京町本丁 2 番 7 号
熊本南部森林管理署：熊本県人吉市西間上町 2607-1
ホームページアドレス：<https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/index.html>

3 縦覧期間

令和 3 年 7 月 22 日（木曜日）から令和 3 年 8 月 20 日（金曜日）まで
（ただし、ホームページ以外での閲覧の場合は、平日の 9 時から 17 時まで）

4 意見書の提出

樹木採取区の家に意見がある者は、次に定めるところにより、九州森林管理局長に対し、理由を付して、意見書を提出することができる。

- (1) 提出先
九州森林管理局 計画保全部 計画課 課長補佐あて
電子メール：ky_keikaku@maff.go.jp
- (2) 提出期限
令和 3 年 8 月 20 日（金曜日）17 時まで
- (3) 意見書の記載事項
意見提出者の氏名、住所、職業、電話番号（法人その他の団体は、その名称、代表者の氏名、団体の目的、主たる事務所の所在地、電話番号）
なお、記載は日本語に限る。

(4) 意見書の提出方法

郵送、メール又は持参のいずれかの方法。

(5) 意見の取扱い

提出された意見は、樹木採取区を指定するための参考とし、樹木採取区の指定の公表の際に意見の要旨及び処理結果を公表する。

なお、意見提出者の氏名等は一切公表しない。

5 参考情報

(1) 本樹木採取区に設定することが見込まれる樹木採取権の存続期間の案
10年程度

(2) 森林資源の状況（令和3年4月1日現在）
別紙3のとおり

(3) 林道等の状況（令和2年12月1日現在）
別紙4のとおり